

判決プロジェクト研究会 第2回 議事要旨

1. 日 時 平成28年5月13日（金）午後4時00分～6時00分
2. 場 所 法務省民事局会議室
3. 出席者 佐瀬准教授，杉山准教授，高田教授，竹下准教授，道垣内教授，中西教授，西谷教授，古田弁護士，金子審議官，内野参事官，三田局付，山中局付

4. 議事概要

法務省から，配付資料に関する説明等がされた。

引き続き，自由討議が行われ，大要，以下のような指摘がされた。

【草案2条1kについて】

- 表現の自由に関して名誉毀損のみを適用除外としているが，プライバシー権侵害等，表現の自由に関する他の事項については適用除外規定を設けていないことに合理性があるといえるか。

他方で，プライバシー権侵害等は外延が不明確であり，これらを2条1kに含めるとすると，条約の適用対象があいまいになってしまうという問題点がある。

【草案3条2について】

- 法人の設立準拠法に当該法人の常居所を認めていることから，主に民訴法3条の2第3項との整合性が問題になるとも思われるが，民訴法3条の2第3項は，同項に規定する訴えについて，法人の設立準拠法で行われた裁判の判決の承認（ないし間接管轄）を認めないという解釈を必ずしも導くものではないと考えられるのではないか。

【草案5条及び6条について】

（「特別の事情」（民訴法3条の9）について）

- 草案は，民訴法3条の9の「特別の事情」による却下のような一般条項を設けていないところ，草案5条及び6条の個別の間接管轄の要件に関する規定と民訴法との整合性については，民訴法3条の2以下に定められた直接管轄原因に加え，「特別の事情」による却下の制度があることを考慮した上で検討する必要がある。

(草案5条1dについて)

- いわゆる応訴管轄をも含むものか否か等、適用範囲が必ずしも明らかでない。
- 明示的な同意の方式について文言上明らかでないが、裁判所の前でなされることを要しないことを前提とすると、同項が適用対象とするもののうち一定の類型については、書面性を要件とすべきである(民訴法3条の7参照)。

(草案5条1fについて)

- 民訴法3条の3第8号と比べると、事項的な適用範囲が相当程度限定されているところ、不法行為による精神的損害に係る損害賠償請求等も適用範囲に含めるべきではないか。
- 不法行為の結果発生地についても、予見可能性等を要件とした上で間接管轄を認めるべきではないか。

(草案6条bについて)

- 例えば、A国にある不動産について、B国で6か月以上の期間の不動産の賃借権に関する判決がされ、C国にその判決の承認・執行が求められたという事例において、A国及びC国が条約締約国であり、B国が非締約国である場合、C国が承認・執行を拒否しなければならないのかなど、適用範囲が必ずしも明らかでない。
- 専属的な間接管轄原因とすべきではなく、草案5条に規定すべきではないか。

【草案10条について】

- 「外国裁判所の確定判決」について承認要件を定めた民訴法118条等との整合性が問題となる。
- 裁判上の和解は、国によって裁判所の関与の程度が異なるところ、裁判手続においてされた和解であるといった形式をもって、一律に強制執行を認めるべきものとして捉えてよいか疑問がある。
- 和解の意思表示に瑕疵があると主張して裁判上の和解の効力を争う場合、当該意思表示の効力の有無に関する準拠法や、当該意思表示の瑕疵を争うために取るべき手続が問題となる。

以上